**令和８年（フ）第２３８号**
熊本市北区龍田弓削１丁目13番５号
破産者　山下　周作
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第２７６号**
熊本市中央区出水３丁目２番７号
破産者　奥村　信幸
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第２７７号**
熊本市中央区九品寺５丁目９番16号
破産者　渡邊眞由美
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**令和７年（フ）第１３９号**
東京都足立区宮城１－９－17　グラントレ宮城306、住民票上の住所神奈川県秦野市東田原141番地の11
破産者　遠藤　文丈
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和７年（フ）第９８９号**
北九州市小倉南区沼緑町４丁目26番１－303号
破産者　野村　　恵
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和７年（フ）第１１号**
岩手県下閉伊郡田野畑村蝦夷森176番地
破産者　藤島　　幸
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

**令和７年（フ）第６５号**
宮城県遠田郡涌谷町字古道下二本杉33番地５、開始決定時の住所宮城県大崎市松山金谷字向田60番地26
破産者　門間　隆志
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和７年（フ）第１３７号**
宮城県栗原市築館字下宮野岡田59番地１　宮忠アパート１号、従前の住所宮城県栗原市栗駒片子沢山城７番地
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和７年（フ）第１３８号**
茨城県稲敷市月出里79番地15、前住所茨城県稲敷市月出里563番地104
破産者　菊地　拓也
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和７年（フ）第２号**
京都府京都市右京区山ノ内宮前町７番地　ウエストヴィラージュ405号、開始決定時の住所京都府京都市右京区西院三蔵町43番地２　ヤサカ西大路　306
破産者　有泉　和徳
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和５年（フ）第１９９号**
静岡県富士宮市小泉1428番地の６　ソワサント三室２－Ｅ、開始決定時の住所静岡県富士宮市大岩833番地の２
破産者　太田川　みつ子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**令和７年（フ）第２３７号**
静岡県富士宮市内野1624番地33、住民票上の住所静岡県富士宮市猪之頭1451番地
破産者　佐野　誠一
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**令和７年（フ）第３１８０号**
愛知県春日井市中央台３丁目１番地２　210号棟102号室、開始決定時の住所愛知県春日井市中央台３－１－２　中央台団地第210号棟第102号室
破産者　山内　　聰
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第４２号**
愛知県常滑市千代ケ丘１丁目64番地の２　ピュアレジデンス310号、従前の住所愛知県常滑市りんくう町３丁目11番地の２　プレミアムコートりんくう601号
破産者　岩崎　　巧
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第１３４４号**
大阪市天王寺区小橋町９番５号
破産者　松岡光浩こと　ＫＡＮＧ　ＫＷＡＮＧ　ＨＯ　姜　　光浩
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第２４４８号**
大阪市浪速区下寺２－１－12　プライマル四天王寺前夕陽ヶ丘1401、開始決定時大阪府羽曳野市野々上５丁目２番33号
破産者　古芝　孝一
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部